

令和5年第12回 階上町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年12月12日(火) 午後1時59分から午後2時分

2. 開催場所 階上町役場 3階 委員会室

3. 出席委員(12人)

	1番	堰合	とし
	2番	長根	義則
	3番	郷州	公典
	4番	浜谷	秀雄
	5番	清水頭	保孝
	7番	笹山	勝彦
	8番	荒道	秀雄
	9番	久保	雅庸
	10番	中城	司
	11番	土橋	剛
	12番	鹿原	仁
会長	14番	横道	文男

4. 欠席委員(2人)

	6番	向井	成男
会長職務代理者	13番	坂	政和

5. 出席農地利用最適化推進委員(7人)

石鉢地区	森	正浩
鳥屋部地区	小澤	寿子
田代地区	水合	達徳
赤保内地区	桑原	英世
大蛇地区	南	まり子
道仏地区	糸坪	岩雄
小舟渡地区	平戸	三雄

6. 欠席推進委員(2人)

金山沢地区	小鷹	隆男
登切地区	荻ノ沢	甚哉

7. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議案第26号 「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」

8. 農業委員会事務局職員

参 事 (事務局長) 西 山 圭 一

総括主幹 (事務局次長) 森 淳

主 査 十文字 綾 紀

主 事 西 琢 郎

主 事 松 橋 藍

9. 総会の概要

事務局	<p>それでは、令和5年第12回農業委員会総会を開催します。 修礼を行いますので、ご起立ください。 礼。 直れ。 農業委員会憲章を唱和します。</p>
全 員	<p>(農業委員会憲章唱和)</p>
事務局	<p>ご着席ください。 はじめに会長よりご挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>忙しいところ、雪の中、ご参集いただき、ありがとうございます。 11月の29、30日は東京へ行き、29日には農業者年金加入セミナーに参加しました。また、滝沢議員、神田議員と話す時間があり、階上町は浜にまでイノシシが出没し被害がでている旨、話をした。30日には田名部議員とも話す時間があり、獣害対策、高温障害対策の話をした。その後、全国農業者会議に出席した。有意義な2日間を過ごしました。さて、これからですが、18日にJA役員との会議が、1月4日には新年互礼会が、11日には農業者年金の説明会がありますので、皆様にもぜひご参加いただきたいなと思っております。 本日は農地法3条関係の案件が3件ほどあります。慎重審議でお願いいたします。また、みなさまお体にはくれぐれもお気をつけください。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。 それでは、階上町農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長になることとなっておりますので、横道会長よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>ただいまの出席委員は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員7名です。 農業委員の数が過半数に達していますので、令和5年第12回階上町農業委員会総会を開催します。</p>
議 長	<p>これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。 日程第1、「会議録署名委員の指名について」を議題といたします。 会議録署名委員は、議長において、7番 笹山委員、8番 荒道委</p>

<p>議 長</p>	<p>員を指名します。</p> <p>日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。 お諮りします。 会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」との声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって、会期は、本日1日と決定します。 日程第3 議案第26号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可」の件を議題といたします。 審議を行う前に、階上町農業委員会会議規則第24条の規定により、平戸委員が議事参与の制限に該当すると認められますので、暫時の間、別室にて待機をお願いします。 事務局より案件の朗読と説明をお願いします。</p> <p>(平戸委員退席)</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第26号について朗読いたします。1ページをご覧ください。(議案朗読) 議案第26号の詳細について説明いたします。</p> <p>番号8ですが、借受人は新規就農者としてネギ等の栽培に取り組んでおり、今後規模拡大を進めていくため用地の確保を行うものです。 現在、ネギ等の栽培についても適正に行えていることから農地法第3条第2項各号の規定には該当しないので、許可相当と考えるものです。</p> <p>番号9は、譲渡人所有の農地について譲受人に贈与するものです。昭和54年に、当農地を相続しましたが、現在譲渡人は沖縄県にお住まいであり、階上町にもどり農業に従事する意志は無く、放置されると農地の荒廃が進むことから、今後のこの農地の管理について、現在も農地管理をしてもらっている譲受人へ贈与し、ねぎ、じゃがいも、キャベツ等を作付けする予定となっております。</p> <p>譲受人は階上町農地利用最適化委員であり、現在もねぎ、じゃがいも、キャベツ等の生産を行い、当農地でも同露地野菜の生産を行う計</p>

画であることから農地法第3条第2項各号の規定には該当しないので、許可相当と考えます。

番号10は、譲渡人所有の農地について譲受人に贈与するものです。昭和61年に、当農地を相続しましたが、現在譲渡人は神奈川県横浜市にお住まいであり、階上町にもどり農業に従事する意志は無く、放置されると農地の荒廃が進むことから、今後のこの農地の管理について、現在も農地管理をしてもらっている譲受人へ贈与し、ねぎを作付けする予定となっております。

譲受人は、新規就農となりますが、これまでも当農地の一部にねぎを植え栽培経験もあり、全面積を使った生産を行い、生産量100kg、全て自家消費の計画をたてております。以上のことから農地法第3条第2項各号の規定には該当しないので、許可相当と考えます。

番号11は、譲渡人所有の農地について、現在圃場管理をまかせている譲受人に贈与するものです。荻沢さんは体調不良により、当圃場を管理できなくなったことから、今までも譲受人にお願いし管理してもらってきました。今後、現在の体調から農業に従事することは難しく、このまま放置されると農地の荒廃が進むことから、当農地について、現在も管理をしてもらっている譲受人へ贈与し、にんにくを作付けする予定となっております。

譲受人は、これまで自分の田で水稻の栽培を行ってきました。また、当農地の一部ににんにくを植えにんにく栽培の経験もあり、今後、じゃがいもも加え、全面積を使った生産を行い、全て自家消費の計画をたてております。以上のことから農地法第3条第2項各号の規定には該当しないので、許可相当と考えます。

番号12は、譲渡人の農地3筆です。この3筆の農地については、令和4年度より公売物件として何度か公売にかけられましたが、入札者がおらず、今回譲受人が、譲渡人と交渉し、当農地について売買を行うものです。譲受人はこれまで三沢市でジャガイモ1haの栽培を行っており今後規模拡大を進めていくため用地の確保を行い、全面積を使い、かぼちゃ、ナス等を作付けする計画をたてております。以上のことから農地法第3条第2項各号の規定には該当しないので、許可相当と考えます。

以上で朗読並びに説明を終わります。

議長

ありがとうございました。

	<p>ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当の小澤推進委員、長根農業委員、森推進員、久保農業委員より、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。初めに小澤推進委員をお願いします。</p>
委員	<p>番号 8 の案件について、11 月 28 日午後 15 時 00 分から横道会長、堰合委員、森事務局次長、西事務局員、借受人、自分の 6 名で確認いたしました。詳細については事務局のとおりでございますので、審議の程よろしくをお願いします。</p>
	<p>番号 12 の案件については、11 月 28 日午後 15 時 15 分から横道会長、鹿原委員、森事務局次長、西事務局員、譲受人、自分の 6 名で確認しました。詳細については事務局のとおりでございますので、審議の程よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 次に長根委員をお願いします。</p>
委員	<p>番号 9 の案件について、11 月 28 日午後 14 時 00 分から横道会長、平戸推進委員、森事務局次長、西事務局員、自分の 5 名で確認いたしました。詳細については事務局のとおりでございますので、審議の程よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 次に森推進委員をお願いします。</p>
委員	<p>番号 10 の案件について、11 月 28 日午後 14 時 30 分から横道会長、郷州委員、森事務局次長、西事務局員、譲受人、自分の 6 名で確認いたしました。詳細については事務局のとおりでございますので、審議の程よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 次に久保委員をお願いします。</p>
委員	<p>番号 11 の案件について、11 月 28 日午後 15 時 45 分から横道会長、久保委員、森事務局次長、西事務局員、譲受人、自分の 6 名で確認しました。詳細については事務局のとおりでございますので、審議の程よろしくをお願いします。</p>

議長	<p>ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 ただいまの事務局の説明について、質問のある方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>無いようですので、採決いたします。議案第 26 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」の件に賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 25 号「非農地証明申請について」の件は、原案のとおり承認します。 議案第 26 号の審議が終わりましたので、平戸委員の入室を許可します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 これにて、本会議に付議された全案件が終了しました。 以上をもちまして、令和 5 年第 11 回階上町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局	<p>修礼を行います。ご起立ください。 礼。直れ。ご着席ください。</p> <p>令和 5 年 12 月 12 日</p> <p>議事録署名者 議長 <u>横道 文男</u></p> <p>7 番 <u>笹山 勝彦</u></p> <p>8 番 <u>荒道 秀雄</u></p>